

東京航空局長 あて

航 空 局 長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようなことがないように十分に配慮する必要がある。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするための建設工事共同企業体の制度を試行的に実施すべく、国土交通省航空局及び東京航空局（以下「部局」という。）が発注する場合については、当面の取扱いを下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

記

第1 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）とする。

1 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体による施工対象工事は、被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。ただし、工事費が概ね5億円以上の大規模な工事又は技術的難度の高い工事は除くものとする。

2 復旧・復興建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、被災地域の地元の建設企業は1社以上とする。

(2) 組合せ

構成員の組合せは、被災地域の地元の建設企業と被災地域外の建設企業による同程度の施工能力を有する者によるものとする。なお、同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準として考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

(3) 構成員は次の要件を満たす者とする。

- 一 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(国内建設企業にあっては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。)
- 二 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 三 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。(設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。)

(4) 結成方法

自主結成とする。

(5) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。よって、構成員の数ごとによる割合は次の各号のとおりとする。但し、工事を分割する場合は、この要件を適用しないこととする。

- 一 構成員の数が2社の場合、各構成員の出資比率は30パーセント以上
- 二 構成員の数が3社の場合、各構成員の出資比率は20パーセント以上

(6) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(7) 復旧・復興建設工事共同企業体の協定

復旧・復興建設工事共同企業体を結成の際に使用する復旧・復興建設工事共同企業体協定書の様式は、工事の施工方法、損益分配及び施工責任等を考慮したうえ、別紙-1の甲型又は別紙-2の乙型によるものとする。

### 3 登録

(1) 登録できる数

一の企業が部局ごとに登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、最大2までとする。

(2) 一の企業としての登録の制限

一の企業との同時登録をすることができるものとする。また、経常建設

共同企業体等その他の共同企業体との同時結成・登録をすることができるものとする。ただし、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体等その他の共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもつて同じ建設工事の入札に同時参加することは認めないものとする。

(3) 登録方法等

競争参加資格審査申請の手續等については、単体企業による場合と同様とする。

第2 復旧・復興建設工事共同企業体における取扱い

復旧・復興建設工事共同企業体における取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 復旧・復興建設工事共同企業体を結成して工事を施工しようとする建設業者は、発注者の定めるところにより競争参加資格の審査を受けるものとする。共同請負の有効かつ適切な実施を図るため、復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合においては、次の各協定書により協定を締結し、資格審査資料としてその写しの提出を求めることとする。なお、次の各協定書の様式はあくまで標準的なものであって、結成の実情に応じて発注者において必要と認める条項を加え、不必要と認める条項を削除して利用しても差し支えないものとする。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲型）【別紙－1】

復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することにより、その施工力を強化する目的として、結成される復旧・復興建設工事共同企業体の全構成員が受注する工事毎に定めた出資比率の割合に応じて資金、人員、機材等を拠出し、共同により工事を施工する場合に使用する協定書

(4) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙型）【別紙－2】

復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することにより、その施工力を強化する目的として、結成される復旧・復興建設工事共同企業体の各構成員間で出資比率の割合によらず、工事を分担することとし、受注する工事毎に分担する工事を決め、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任をもって施工する場合に使用する協定書

- 2 技術的要件等における実績及び経験について

発注工事において必要な競争参加資格として、技術的要件等における復旧・復興建設工事共同企業体による工事の実績、経験については、次のとおりとする。

(1) 甲型協定書により結成された復旧・復興建設工事共同企業体の実績

構成員の出資比率が20%以上の場合の実績に限り認めるものとする。

(2) 乙型協定書により結成された復旧・復興建設工事共同企業体の実績

工事で分担した工事内容の実績に限り認めるものとし、出資比率は問わないものとする。

### 3 契約書における受注者等の表示

一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書における記名、入札書の入札者、見積書の見積者及び工事請負契約書における受注者は、次のとおり表示するものとする。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

### 4 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

工事請負契約書における消費税及び地方消費税の額の表示については、次のいずれかにより記載するものとする。

(1) 課税事業者のみで構成する復旧・復興建設工事共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

(2) 課税事業者と免税事業者とで構成する復旧・復興建設工事共同企業体の場合

一 甲型の協定書により締結した復旧・復興建設工事共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に課税事業者の出資比率を乗じ、これに5/105を乗じて得た額である。

二 乙型の協定書により締結した復旧・復興建設工事共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額のうち課税事業者の分担工事費に5/105を乗じて得た額である。

(3) 免税事業者のみで構成する復旧・復興建設工事共同企業体の場合

請負代金額〇〇〇円

### 5 契約書中に特記すべき事項

復旧・復興建設工事共同企業体と契約を締結する場合は、工事請負契約書に次の内容を記載するものとする。

(1) 工事請負契約書文頭

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

(2) 工事請負契約書第1条第12項

受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発

注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

附 則（平成24年3月14日 国空予管第393号）  
この通達は、平成24年3月14日から適用する。

【別紙ー１ 共同施工方式による復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合】

復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても共同企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、全ての構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

◇◇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合については、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ各構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の履行及び下請契約その他建設工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 共同企業体は、工事竣工の都度、建設工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、発注者及び全ての構成員の承認がなければ、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

- 2 前項の規定により、工事途中に共同企業体を脱退する構成員がいる場合は、その他の構成員により共同連帯して建設工事を完成させるものとする。
- 3 第1項の規定により、共同企業体を脱退する構成員がいる場合、その他の構成員の出資の割合について、本協定書の定めるところによる脱退する構成員の出資の割合を、その他の構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定するその他の構成員の出資の割合に加えるものとする。
- 4 脱退する構成員の出資金の返還については、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合、脱退する構成員の出資金から脱退する構成員が脱退しない場合に負担すべき金額を控除し、その差額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益が生じた場合、脱退する構成員には利益金の配当を行わないものとする。

(工事途中における構成員の除名に対する措置)

第16条の2 工事途中に重要な義務の違反や工事の不履行その他除名し得る正当な事由による行為を行った構成員がいる場合、その他の構成員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、その他の構成員は、当該構成員に対し、除名の通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員を除名する場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中に破産又は解散した構成員がいる場合は、第16条第2項



から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、その他の構成員及び発注者の承認によりその他の構成員から代表者を変更することができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【国と契約締結した際、出資割合を設定する】

復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る下記工事については、復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当該工事に係る各構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、各構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 □□□□□□工事
- 2 出資の割合 ◇◇建設株式会社 〇〇%  
△△建設株式会社 〇〇%

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 ◇◇建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

△△建設株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

【別紙ー２ 分担施工方式による復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合】

復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 本協定書は、◇◇建設株式会社及び△△建設株式会社で構成する共同企業体を結成し、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 共同企業体の名称は、□□□□□□工事◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 共同企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても共同企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、全ての構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

◇◇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 共同企業体の代表者は、◇◇建設株式会社とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、共同企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員が分担する工事内容については、別に定めるところによるものとする。ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担する工事内容における分担工事額については、運営委員会で決定し、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の履行及び下請契約その他建設工事の施工に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、分担する工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 建設工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額

の割合により毎月1回、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 分担する工事内容を受け持った構成員が、その分担工事の施工に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がその損害を負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合は、その責任を関係する構成員により協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わない場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定に該当する場合においても、第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、第4条に規定する解散の時期まで共同企業体を脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 工事途中において破産又は解散した構成員がいる場合は、その他の構成員及び発注者の承認を得て、その他の構成員により共同連帯して建設工事を完成させるものとする。ただし、その他の構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、全てのその他の構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同企業体に参加させ、その他の構成員と新たに加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担工事を完成させるものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇建設株式会社外〇社は、上記のとおり復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

【国と契約締結した際、契約金額の分担金額を定める】

復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る下記工事については、復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当該共同企業体の構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。ただし、分担内容の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

記

- 1 工事名称 □□□□□□工事
- 2 分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）
  - 【注 担当する工事内容】〇〇工事 ◇◇建設株式会社 〇〇円
  - 【注 担当する工事内容】〇〇工事 △△建設株式会社 〇〇円

◇◇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇・△△復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 ◇◇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印